

福井市監査告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定並びに福井市監査基準（令和2年福井市監査告示第20号）により監査を実施したので、同条第9項の規定及び福井市監査基準により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和2年9月10日

福井市監査委員	谷川秀男
福井市監査委員	滝波秀樹
福井市監査委員	今村辰和
福井市監査委員	下畑健二

1 監査の種類

定期監査（学校等監査）

2 監査の対象

(1) 対象所属等

福祉保健部

子育て支援課

保育園8園（西藤島、河合、西安居、上北野、啓蒙、森田東、森田浜及び森田栄）

認定こども園1園（東藤島）

教育委員会事務局

教育総務課、学校教育課及び保健給食課

小学校15校（円山、啓蒙、西藤島、安居、中藤、河合、岡保、東藤島、森田、明新、日新、清水西、清水東、清水南及び清水北）

中学校6校（安居、灯明寺、大東、森田、藤島及び清水）

(2) 監査の範囲

令和元年度及び令和２年度（令和２年４月から同年５月末まで）執行の財務事務及び施設管理の状況

3 監査の着眼点（評価項目）

(1) 児童等への安全対策及び施設の安全管理が適切に行われているか。

(2) 支払事務及び現金取扱事務、財産管理事務について福井市財務会計規則（昭和３９年福井市規則第１１号）等に準じて適正に行われているか。

4 監査の実施内容

令和２年７月３日から同年８月２７日までの期間において、令和元年度分及び令和２年度分の財務関係諸帳簿及び事前調査表に基づいた調査を実施した。

なお、例年実施している監査委員及び事務局職員による現地調査については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、実施しなかった。

5 監査の結果

上記１から４までに記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが、おおむね認められた。ただし、指摘事項として掲げた事項については、改善の必要があると認めたので、速やかに是正措置をとられたい。

なお、注意とした事項があるが、監査の過程において触れたので省略する。

（指摘事項）

当消火設備の管理について、保育園の消火器が長期間、使用期限が切れたままとなっており、その場合に必要となる耐圧性能点検も行われていなかった。

所管課は、消防法第17条第1項に基づき消火器を常に良好な状態で設置しておくことが義務であり、今後は適切な消火設備の管理に努められたい。

【福祉保健部子育て支援課】

(指摘事項)

当建築基準法第12条及び消防法第17条の3の3に基づく法定点検(建築物・建築設備・防火設備・消防用設備等)において要是正と指摘された事項の多くが、相当の期間、未対応の状態となっている。

教育委員会及び各学校の管理責任者は、学校の施設及び設備を常に良好な状態において管理しなければならず、法定点検により不良と指摘を受けた事項については、速やかに対応されたい。また不良個所の早期発見のための自主点検を適切に行い、安全対策の体制強化に努められたい。

【教育委員会事務局教育総務課】